



平成30年5月15日

各 位

会社名 イチカワ株式会社
代表者名 代表取締役社長 牛尾 雅孝
(コード番号 3513 東証第1部)
問合せ先 執行役員総務部長 森 下 一 彦
(TEL. 03-3816-1111)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催予定の第94回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成30年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、当社株式について5株を1株とする株式併合を行うことといたしました。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の94,169,000株から18,833,800株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率 平成 30 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	24,835,758 株
株式併合により減少する株式数	19,868,607 株
株式併合後の発行済株式総数	4,967,151 株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④効力発生日における発行可能株式総数

株式併合前の発行可能株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	94,169,000 株
株式併合後の発行可能株式総数	18,833,800 株

⑤併合による減少する株式数

平成 30 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	3,387 名（100.00%）	24,835,758 株（100.00%）
5 株未満	226 名（ 6.67%）	259 株（ 0.01%）
5 株以上	3,161 名（ 93.33%）	24,835,499 株（ 99.99%）

（注）上記の株主構成を前提として株式併合をおこなった場合、5 株未満の株式を所有されている株主様 226 名は株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

⑥1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、会社法の規定に基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に係る議案及び下記「3. 定款の一部変更」に係る議案が承認可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①上記「2. 株式併合」に記載のとおり、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 7 条（単元株式数）を変更するものであります。なお、これらの定款の一部変更につきましては、株式併合の効力発生日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

②今後の事業展開の促進及びグループ経営管理の実行とコーポレート・ガバナンス体制の拡充・強化

を図るため、現行定款第 18 条（員数）を増員するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>94,169,000</u> 株とする。 (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株 とする。 (員数) 第 18 条 当社に取締役 <u>8</u> 名以内を置く。 (新設)	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>18,833,800</u> 株とする。 (単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株と する。 (員数) 第 18 条 当社に取締役 <u>10</u> 名以内を置く。 附則 <u>第 6 条及び第 7 条の変更の効力発生日は、</u> <u>平成 30 年 10 月 1 日とする。なお、本附則</u> <u>は効力発生経過後、これを削除する。</u>

(3) 定款一部変更の条件

定款第 6 条及び第 7 条の変更は、本定時株主総会において、定款の一部変更に関する議案及び上記「2. 株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

定款第 18 条の変更は、本定時株主総会において、定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(4) 日程

取締役会決議日	平成 30 年 5 月 15 日
本定時株主総会決議日	平成 30 年 6 月 28 日 (予定)
定款の一部変更 (第 18 条) の効力発生日	平成 30 年 6 月 28 日 (予定)
単元株式数の変更、株式併合の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
定款の一部変更 (第 6 条及び第 7 条) の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は、平成 30 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 30 年 9 月 26 日となります。

以上

添付資料

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社といたしましては、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式について証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準を維持することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施いたします。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか。

A 4. 株式併合後の所有株式数は、平成 30 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例 1	5,000 株	5 個	1,000 株	10 個	なし
例 2	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
例 3	233 株	なし	46 株	なし	0.6 株
例 4	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

株式併合の結果、端数株式（1 株に満たない株式）が生じた場合（上記の例 3、例 4）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金は、平成 30 年 12 月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生日前のご所有株式が 5 株未満の場合（上記の例 4）、株式併合によりすべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒、ご理解賜りたいと存じます。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券

会社又は後記の当社株主名簿代理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数は減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市場など他の要因を別にすれば、株主様が所有されている当社株式の資産価値に影響はございません。
株式併合後における所有株式数は、株式併合前の 5 分の 1 になりますが、逆に 1 株あたりの純資産額は 5 倍となります。また、株価につきましても、理論上は併合前の 5 倍となります。

Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買取をしてもらえますか。

A 6. 株式併合の効力発生日前と同様、株式併合後も市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は「単元未満株式の買取」の制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引されている証券会社または後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 受け取る配当金はどうなるのでしょうか。

A 7. 株主様をご所有の当社株式数は株式併合により 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生日後に株式割合（5 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

A 8. 特に必要なお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引されている証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒183-0044	東京都府中市日鋼町 1-1
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話	0120-232-711（通話料無料）
受付時間	9：00～17：00（土日祝日を除く）